

令和4年

第14回教育委員会会議

議案第36号

秋田県教育委員会

議案第三十六号

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与等に関する規則（昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（期末手当に係る在職期間） 第六十七条の六 略 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。 一 略 二 育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員 として在職した期間については、その二分の一の期間 （一）当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業 （二）当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業 三 五 略 六 休職にされていた期間（次に掲げる期間を除く。）については、その二分の一の期間	（期末手当に係る在職期間） 第六十七条の六 略 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。 一 略 二 育児休業 （当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である職員を除く。）として在職した期間については、その二分の一の期間 三 五 略 六 休職にされていた期間（次に掲げる期間を除く。）については、その二分の一の期間

(一) 公務傷病等による休職者（条例第二十六条第一項の規定の適用を受ける職員、教育公務員特例法第十四条の規定の適用を受ける職員及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和三十二年法律第百十七号）の適用を受ける職員をいう。第六十八条第一号において同じ。）であつた期間 (二)・(三) 略 七〇九 略	(一) 公務傷病等による休職者（条例第二十六条第一項の規定の適用を受ける職員、教育公務員特例法第十四条の規定の適用を受ける職員及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和三十二年法律第百十七号）の適用を受ける職員をいう。以下 同じ。）であつた期間 七〇九 略
（勤勉手当に係る勤務期間） 第六十八条の五 略 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。 一 略 二 育児休業（第六十七条の六第二項第二号(一)及び(二)に掲げる育児休業を除く。）をしている職員	（勤勉手当に係る勤務期間） 第六十八条の五 略 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。 一 略 二 育児休業 を している職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である職員を除く。）として在職した期間
間 三〇十五 略 附 則	として在職した期 間 三〇十五 略

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

令和四年九月二十九日提出

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第三十五号）の施行に鑑み、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和４年法律第３５号）の施行に鑑み、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正内容

- (1) 子の出生の日から５７日間における育児休業とそれ以外の育児休業の承認に係る期間がそれぞれ１箇月以下である場合、これらの期間は期末手当に係る在職期間から除算しないこととする。（第６７条の６関係）
- (2) 子の出生の日から５７日間における育児休業とそれ以外の育児休業の承認に係る期間がそれぞれ１箇月以下である場合、これらの期間は勤勉手当に係る勤務期間から除算しないこととする。（第６８条の５関係）

3 施行期日

この規則は、令和４年１０月１日から施行することとする。

令和4年

第14回教育委員会会議

議案第37号

秋田県教育委員会

議案第三十七号

市町村立学校職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則案

市町村立学校職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の育児休業等に関する規則（令和二年秋田県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第一条 この規則は、職員の育児休業等に関する条例（平成四年秋田県条例第六号。以下「条例」という。）<u>第二条第四号、第二条の三第三号、第二条の四（第一号、第二号及び第四号を除く）及び第二十四条第二号の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</u> （子の一歳六か月到達日及び子の二歳に達する日までに育児休業をすることができる特別の事情） 第二条の二 条例第二条の三第三号及び第二条の四の規則で定める特別の事情は、<u>条例第三条第一号から第四号までに掲げる事情とする。</u> （子の一歳到達日後に育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合） 第三条 条例第二条の三第三号（三）の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一・二 略 三 条例第三条第一号から第四号までに掲げる事情に該当した場合 （子の一歳六か月到達日後に育児休業をすることが継続的な勤務	（趣旨） 第一条 この規則は、職員の育児休業等に関する条例（平成四年秋田県条例第六号。以下「条例」という。）<u>第二条第四号、第二条の三第三号、第二条の四第二号及び第二十四条第二号の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</u> （子の一歳到達日後に育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合） 第三条 条例第二条の三第三号（二）の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一・二 略 （子の一歳六か月到達日後に育児休業をすることが継続的な勤務

のために特に必要と認められる場合) 第四条 条例第二条の四第三号の規則で定める場合については、前条の規定を準用する。この場合において、同条第一号中「一歳から一歳六か月」とあるのは「一歳六か月から二歳」と、同号及び同条第二号中「一歳到達日」とあるのは「一歳六か月に到達日」と読み替えるものとする。	のために特に必要と認められる場合) 第四条 条例第二条の四第二号の規則で定める場合については、前条の規定を準用する。この場合において、同条第一号中「一歳から一歳六か月」とあるのは「一歳六か月から二歳」と、同号及び同条第二号中「一歳到達日」とあるのは「一歳六か月に到達日」と読み替えるものとする。
---	---

附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

令和四年九月二十九日提出

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

理 由

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年秋田県条例第 号）の施行により、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

市町村立学校職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（令和４年秋田県条例第２９号）の施行により、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正内容

- (1) 非常勤職員が子の１歳６か月到達日及び子の２歳に達する日までに育児休業をすることができる特別の事情として、職員の育児休業等に関する条例（平成４年秋田県条例第６号）第３条第１号から第４号までに掲げる事情を定めることとする。（第２条の２関係）
- (2) 非常勤職員が子の１歳到達日後及び１歳６か月到達日後に育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合に、職員の育児休業等に関する条例第３条第１号から第４号までに掲げる事情に該当した場合を加えることとする。（第３条及び第４条関係）
- (3) その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日

この規則は、令和４年１０月１日から施行することとする。